



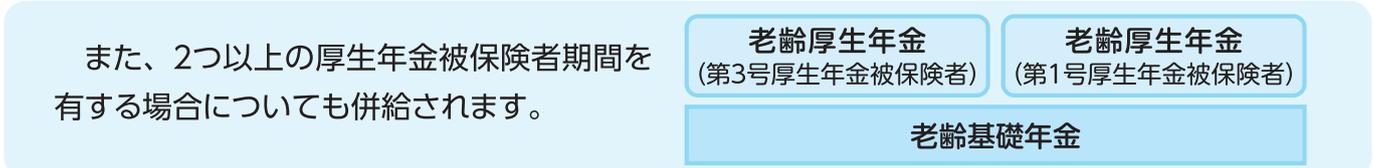
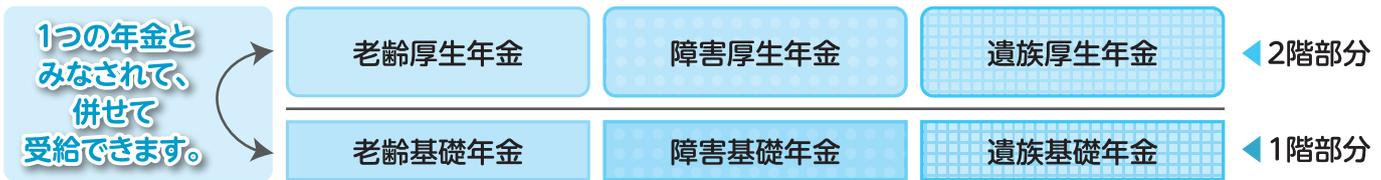
# 2つ以上の年金を受給できるときの併給調整



現在の年金制度では、「1人1年金」が原則です。同一制度または他の年金制度間において2つ以上の年金を受けられるときは、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。ただし、例外的に複数の年金を受給できる場合があります。

## 支給事由が同じ場合

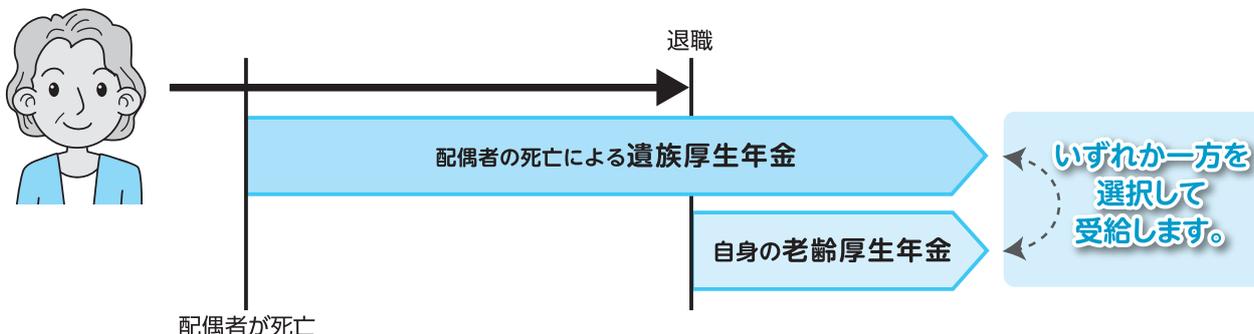
国民年金は全国民に共通の基礎年金が支払われ、厚生年金保険は基礎年金に上乗せして年金が支払われる制度です。そのため、老齢基礎年金と老齢厚生年金など、同じ事由で支払われる年金は、1つの年金とみなされ、併せて受給することができます。



## 支給事由が異なる場合

老齢と障害、老齢と遺族といった事由の異なる年金を受けることができる場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。

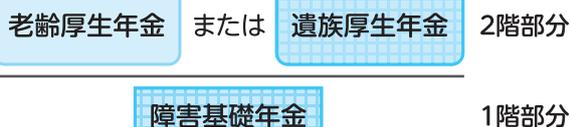
### 例 「老齢厚生年金」と「遺族厚生年金」



### 例外 支給事由が異なるときでも、次のような場合は併給されます。

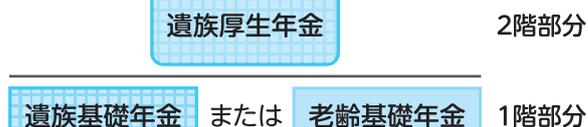
#### 老齢厚生年金または遺族厚生年金と、障害基礎年金

65歳以上の障害基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金または遺族厚生年金の受給権者である場合には、老齢厚生年金または遺族厚生年金を障害基礎年金と併せて受給できます。



#### 遺族厚生年金と、遺族基礎年金または老齢基礎年金

遺族厚生年金の受給権者が65歳に達しているときは、遺族基礎年金か自分の老齢基礎年金のいずれかを選択できます。



### きになる ワンポイント



## 退職等年金給付にも併給調整はあるの？

退職等年金給付は、国民年金・厚生年金と併せて受給できます。ただし、複数の退職等年金給付の受給権が発生したときに、受給できる年金は、下記となります。

年金の種類	受給できる年金
「退職年金」と「公務障害年金」	いずれかを選択して受給
「退職年金」と「公務遺族年金」	併せて受給することが可能
「公務障害年金」と「公務遺族年金」	いずれかを選択して受給